

富里市最低制限価格制度実施要領

平成28年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、富里市が発注する工事の請負に係る競争入札（総合評価落札方式を除く。以下同じ。）において、最低制限価格を設ける場合に関し、建設工事等契約事務取扱実施規程（平成10年4月10日訓令第7号）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 予定価格3千万円未満の工事の請負に係る競争入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格の基準)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。）から千円未満を切り捨てたものに100分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額

2 工事の性質上前項の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。